

小型家電再資源化選別業務委託仕様書

本仕様書は、守口市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）との間において、使用済小型電子機器等の契約を締結するに当たり、業務の内容を定めるものである。

1. 目的

甲は、回収した使用済小型電子機器等（以下、「小型家電」という。）を乙に引き渡し、乙は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」という。）に基づき認定を受けた再資源化事業計画に従い小型家電を適正に再資源化することを目的とする。

2. 業務名

小型家電再資源化選別業務委託

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 契約の種別

単価契約（各種別1kgあたりの単価及び4tコンテナ搬出入1回あたりの単価）

5. 引き渡す小型家電の種別

- (1) ボックス回収：市内の公共施設に設置している専用の回収ボックス（投入口枠寸法20×35cm）から、甲が回収した小型家電。
- (2) ピックアップ回収：甲が回収した粗大ごみ（大型ごみ・粗ごみ）の中から手選別によりピックアップした小型家電。

6. 本市が回収する小型家電の品目

種別	品位	対象小型家電品目	予定数量（年間）
ボックス回収	高品位品 中品位品	携帯電話・PHS・スマートフォン・電話機（フアクシミリ含む）・PC・携帯型ラジオ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ・DVDビデオ・HDDレコーダー・BDレコーダー/プレーヤー・ビデオテープレコーダー・チューナ・STB・MDプレーヤー・携帯音楽プレーヤー（フラッシュメモリ）・携帯音楽プレーヤー（HDD）・CDプレーヤー・テープレコーダー・ヘッドホン及びイヤホン・ICレコーダー・	16,700kg

		<p>補聴器・ハードディスク・USBメモリ・メモリーカード・電子書籍・電子辞書、電卓・電子血圧計、電子体温計・理容用機器（ヘアドライヤー等）・懐中電灯・時計・据置型ゲーム機・携帯型ゲーム機・ハンドヘルドゲーム・ハイテク系トレンドトイ・カー用品（カーナビ、VICSユニット等）・これらの付属品</p> <p>※ ボックス内に投入されているものは低品位品を含め、全て適正に再資源化等を行うこと。</p>	
ピックアップ回収	中品位品	ピックアップ回収されたもののうち、高品位品以外のもの	35,500kg

7. 集積場所

守口市ストックヤード（守口市寺方錦通4丁目9番12号）内の甲が指定する場所に、乙が用意した4tコンテナを設置し、当該コンテナに集積するものとする。

集積用のコンテナは、「ボックス回収」及び「ピックアップ回収」を区分するため各1基設置することとする。

※「ピックアップ回収」されたもののうち、高品位品の品目があったときは、「ボックス回収」の集積場所に移送するとともに、「ボックス回収」された品目として同様の処理を行なうものとする。

8. 引き渡しの方法

- (1) 引き渡しは、乙があらかじめ設置した4tコンテナを搬出入することにより行なうものとする。（予定回数：48回/年）
- (2) 引き渡しは、原則として毎月末日（月末日が土日の場合は、その前日の金曜日。金曜日が祝日の場合は、その前日）に行なうものとする。ただし、年末年始等においては別途協議する。
- (3) 引き渡しに係る運搬費用等は、乙の負担とする。

9. 再資源化

- (1) 乙は、引き渡しを受けた小型家電を、小型家電リサイクル法に基づき認定を受けた再資源化事業計画に従って、適正に再資源化するものとする。
- (2) 乙は、引き渡した小型家電の再資源化について、甲が現場視察を申し出た場合はこれを受入れなければならない。視察の日程等は甲及び乙が協議の上決定するものとする。
- (3) 乙は、契約年度における小型家電の引き渡しを受けた実績について、甲が求めたとき

は、以下の項目について遅滞なく報告しなければならない。なお、報告様式は任意とする。

- ① 契約期間内に引き渡しを受けた小型家電の重量及び高品位品～低品位品の内訳
- ② 契約期間内に引き渡しを受けた携帯電話端末及びPHS 端末、パーソナルコンピュータの数量
- ③ 契約期間内に回収した密閉形蓄電池等の数量及びフロン類の重量
- ④ 契約期間内に小型家電の再資源化等により得られた資源の種類ごとの重量
- ⑤ その他甲が報告を求めた事項

10. 引き渡し総量の報告

乙は、8により引き渡しを受けた総量を任意の様式により、甲に報告するものとする。

9 (3) ①は引き渡しを受けた日の翌月に遅滞なく、②～⑤は適宜、報告すること。

11. 提出書類

乙は、契約締結に当り、運搬に使用する車両に係る以下の書類を甲に提出すること。

- ① 正面及び側面の写真（ナンバープレートが写っていること。）
- ② 車検証の写し
- ③ 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

12. その他留意事項

- (1) 乙は、守口市ストックヤード内においての搬出入に当り、事故等の防止及び施設等の保全に細心の注意を払うこと。なお、事故若しくは施設の損傷があった場合は、速やかに甲に報告した上で、乙の責任において応急措置及び原状復旧を行うこと。
- (2) 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれらに基づく告示、通達等を遵守し、再資源化処理工程で発生した廃棄物についても乙の責任において適正に処理すること。
- (3) 契約書及び本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。